

令和3年2月号

交通安全テスト

(中学・高校生用)

正しいものには○を、まちがっているものには×を記入してください。

- ① 歩行者がたくさん渡っている横断歩道を自転車に乗ったまま渡った。

- ② 自転車で交差点に入るときに、歩行者用信号機（「歩行者・自転車専用」と表示されている）の青色灯火が点滅していたが、車両用信号機が青色灯火のままだつたので、そのまま横断した。

- ③ ライトの点灯は、前方の安全を確認するものなので、夜間でも、自分の前が見える明るさなら、点灯しなくてよい。

- ④ 自転車で走行中、交差点を右折する時は、車に続いて右折すればよい。

- ⑤ 自転車は交差点やその近くの道路に「自転車横断帯」があるときは、その中を通りなければならない。

交通 安 全 テ ス ト

令和3年2月号 解答・解説 (中学・高校生用)

① 歩行者がたくさん渡っている横断歩道を自転車に乗ったまま渡つた。【×】

A : 歩行者の通行を妨げる場合は、自転車に乗ったまま通行してはいけません。

● 交通の方法に関する教則第3章第2節1（自転車の通るところ（抜粋））

(5) 道路を横断しようとするとき、近くに自転車横断帯があれば、その自転車横断帯を通行しなければなりません。また、横断歩道は歩行者の横断のための場所ですので、横断中の歩行者がいないなど歩行者の通行を妨げるおそれのない場合を除き、自転車に乗ったまま通行してはいけません。

＜指導のポイント＞

横断歩道は歩行者が横断するための場所ですので、歩行者の通行を妨げるような場合は自転車から降りて、自転車を押して横断しましょう。

② 自転車で交差点に入ると同時に、歩行者用信号機（「歩行者・自転車専用」と表示されている）の青色灯火が点滅していたが、車両用信号機が青色灯火のままだつたので、そのまま横断した。【×】

A : 歩行者用信号機に「歩行者・自転車専用」と表示されているときは歩行者用信号機に従わなければなりません。また、青色の灯火が点滅しているときは横断を始めてはいけません。

● 道路交通法第7条（信号機の信号等に従う義務（抜粋））

道路を通行する歩行者又は車両等は、信号機の表示する信号又は警察官等の手信号等に従わなければならない。

● 道路交通法施行令第2条第4項

公安委員会が、人の形の記号を有する青色の灯火、人の形の記号を有する青色の灯火の点滅又は人の形の記号を有する赤色の灯火の信号を表示する信号機について、当該信号機の信号が歩行者及び自転車に対して意味を表示するものである旨を内閣府令（道路交通法施行規則第3条の2（信号の表示））で定めるところにより表示した場合における当該信号の意味は、次の表の上欄に掲げる信号の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

人の形の記号を有する赤色の灯火	人の形の記号を有する青色の灯火の点滅	人の形の記号を有する青色の灯火
1 省略	1 省略	1 省略
2 自転車は、道路の横断を始め、又は停止位置を越えて進行してはならないこと。	2 <u>自転車は、道路の横断を始めてはならず、また、当該信号が表示された時において停止位置に近接しているため安全に停止することができない場合を除き、停止位置を越えて進行してはならないこと。</u>	2 <u>自転車は、直進をし、又は左折することができるこ</u> と。
3 省略		
4 省略		

● 交通の方法に関する教則 第1章第2節1（信号の意味（抜粋））

(3) 人の形の記号のある信号は、歩行者と横断歩道を進行する普通自転車に対するものですが、その他の自転車もその信号機に「歩行者・自転車専用」と表示されている場合は、その信号機の信号に従わなければなりません。

● 交通の方法に関する教則 第3章第2節3（交差点の通り方（抜粋））

(1) 信号が青になってから横断しましょう。

なお、「歩行者・自転車専用」と表示されている歩行者用信号機がある場合や横断歩道を進行する場合は、歩行者用信号機の信号に従わなければなりません。

＜指導のポイント＞

自転車は、歩行者用信号機に「歩行者・自転車専用」と書かれた表示板が設置されている所では、自転車は当該歩行者用信号に従わなければなりません。

③ ライトの点灯は、前方の安全を確認するものなので、夜間でも、自分の前が見える明るさなら、点灯しなくてよい。【×】

A：周りが街灯などで明るくても、夜間に自転車を運転する時はライトをつけなければなりません。

● 道路交通法第52条第1項（車両等の灯火（抜粋））

車両等は、夜間（日没時から日出時までの時間をいう。）、道路にあるときは、政令（道路交通法施行令第18条 道路にある場合の灯火）で定めるところにより、前照灯、車幅灯、尾灯その他の灯火をつけなければならない。政令（道路交通法施行令第19条 夜間以外の時間で灯火をつけなければならない場合）で定める場合（トンネルなど）においては、夜間以外の時間にあっても、同様とする。

※ 道路交通法第2条第1項第8号・第11号（概要）

- ・ 車両とは自動車、原動機付自転車、軽車両及びトロリーバスをいう。
- ・ 自転車は、軽車両に分類される。

● 交通の方法に関する教則 第3章第1節1（自転車に乗るに当たっての心得）

(9) 自転車に乗るときは、運転者から見やすいように、明るい目立つ色の衣服を着用するようにしましょう。夜間は、反射材用品等を着用するようにしましょう。

● 交通の方法に関する教則 第3章第2節2（走行上の注意）

(13) 夜間はもちろん、昼間でもトンネルや濃霧の中などでは、ライトをつけなければなりません。また、前から来る車のライトで目がくらんだときは、道路の左端に止まって対向車が通り過ぎるのを待ちましょう。

＜指導のポイント＞

夜間の無灯火運転は禁止されています。

また、自転車のライトは暗い夜道を照らすためだけでなく、遠くにいる車の運転手や通行中の自転車・歩行者に自分の存在を早く知らせる事ができます。

大阪府警察では車両の早めのライト点灯を呼びかけています。

④ 自転車で走行中、交差点を右折する時は、車に続いて右折すればよい。【×】

A：車と同じように右折してはいけません。

● 道路交通法第34条第3項（左折又は右折）

軽車両は、右折するときは、あらかじめその前からできる限り道路の左側端に寄り、かつ、交差点の側端に沿って徐行しなければならない。

● 交通の方法に関する教則 第3章第2節3（交差点の通り方（抜粋））

(3) 交差点での右左折は、次の方法でしなければなりません。

イ 右折は、次の方法でしなければなりません。

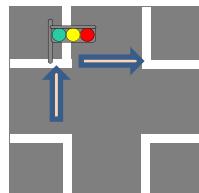
(ア) 信号機などにより交通整理の行われている交差点では、青信号で交差点の向こう側までまっすぐに進み、その地点で止まって右に向きを変え、前方の信号が青になってから進むようにしなければなりません。

なお、赤信号や黄信号であっても自動車や原動機付自転車は青の矢印の信号によって右折できる場合がありますが、この場合でも自転車は進むことはできません。

<指導のポイント>

自転車に乗って交差点を右折するときはできる限り道路の左側端に寄り、2段階右折をしなければなりません。

(右図に記載の矢印のとおりに右折する。)



⑤ 自転車は交差点やその近くの道路に「自転車横断帯」があるときは、その中を通らなければならない。【○】

A：近くに自転車横断帯があるところでは自転車横断帯を通らなければなりません。

● 道路交通法第63条の6（自転車の横断の方法）

自転車は、道路を横断しようとするときは、自転車横断帯がある場所の付近においては、その自転車横断帯によって道路を横断しなければならない。

● 交通の方法に関する教則 第3章第2節3（交差点の通り方（抜粹））

(5) 交差点やその近くに自転車横断帯があるときは、その自転車横断帯を通らなければなりません。

<指導のポイント>

自転車横断帯が近くにある場合は、自転車横断帯を通って道路を渡りましょう。